

公益社団法人福岡中部法人会 資産管理運用規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡中部法人会（以下「本会」という。）の資産の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(資産の構成)

第2条 本会の資産は、次により構成する。

- (1) 特定資産
- (2) その他の固定資産

(資産の管理及び運用)

第3条 資産は、本会の目的を達成するため適正な維持及び管理に努めるとともに最善と考えられる方法により運用するものとする。

- 2 特定資産は、貸借対照表及び財産目録において他の資産と明確に区分して管理しなければならない。
- 3 その他の固定資産は、それぞれ台帳を設けて管理しなければならない。

(特定資産)

第4条 特定資産は、将来の特定の目的のために積み立てた資産及び退職給付を支払うための特定預金等とする。

- 2 特定資産を保有しようとするときは、その名称、目的、算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 特定資産は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

(改 廃)

第5条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

(附 則)

この規程は、平成26年8月25日から施行する。